

令和8年5月20日  
健康福祉部障害保健福祉課  
担当者 関  
内線 4080  
外線 076-225-1425

## 障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、人格尊重義務違反があったことから、障害者支援施設に対して下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

### 記

#### 1 処分対象施設

名称：つばさ

所在地：中能登町良川け部71番地1

サービスの種類：施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型、短期入所

指定年月日：平成24年4月1日 ※短期入所は平成21年10月1日指定

（ 運営事業者  
名称：社会福祉法人つばさの会  
理事長：今井 武司  
所在地：中能登町良川け部71番地1 ）

#### 2 処分内容

指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止 3か月）

#### 3 処分期間

令和8年6月10日から令和8年9月9日

#### 4 処分の事由

法第50条第3項で準用する第1項第3号（人格尊重義務違反）

障害者支援施設「つばさ」においては、令和3年7月に利用者に出血を伴う怪我を負わせる身体的虐待が発生し、行政指導を受け、再発防止に取り組んだとしているが、令和7年9月に、別の利用者に対して、羽交い絞めし、複数回、顔を殴打し、足を蹴る等の暴行のほか、土下座での謝罪を強要し謝罪させる虐待行為を行った。

## 5 その他

障害分野における石川県による過去の行政処分の例（金沢市所管分除く）

- (1) 処分事業所：指定就労継続支援B型事業所  
処分内容：指定取消  
処分事由：不正の手段による指定  
処分日：平成24年10月3日
  
- (2) 処分事業所：指定就労継続支援A型事業所  
処分内容：指定取消  
処分事由：運営基準違反、不正請求、不正又は著しく不当な行為  
処分日：令和元年12月19日
  
- (3) 処分事業所：指定共同生活援助事業所  
処分内容：指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止1年、報酬支払額の制限7割（3割減算）6か月）  
処分事由：運営基準違反、不正請求、虚偽報告  
処分日：令和8年2月10日